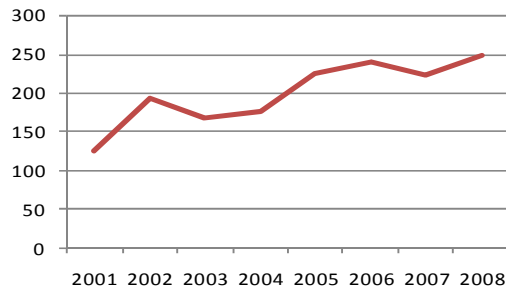


(1) グループ法人税制の整備の必要性

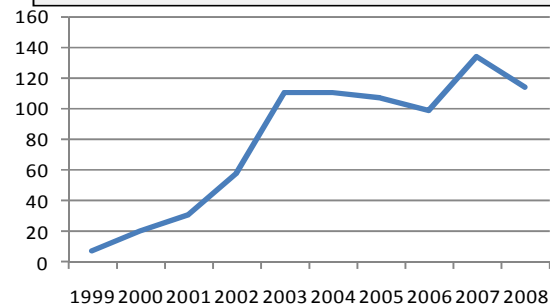
我が国企業は、分社化や完全子会社化による企業グループの形成など、企業グループの一体的な経営を展開している。

- こうした実態を踏まえ、中立的な税制を整備することが必要。具体的には、
- グループ内取引等に関する税制の整備
- 連結納税制度の見直し
- その他(資本に係る取引等に係る税制の見直し)

会社分割の利用件数(分社化)



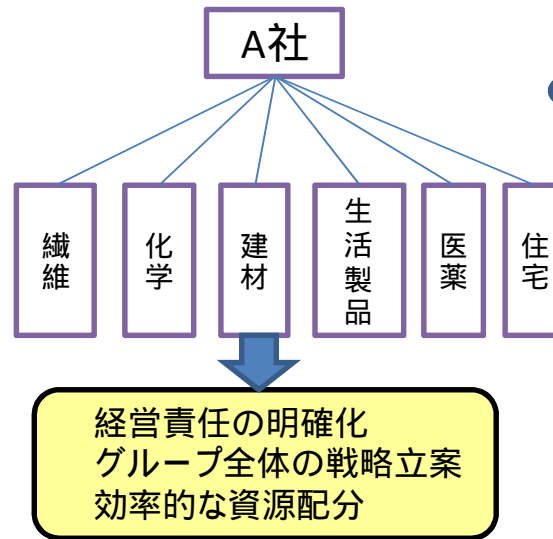
完全子会社化の実施件数(グループ体化)



(出典:レコフ「MARR」統計資料)

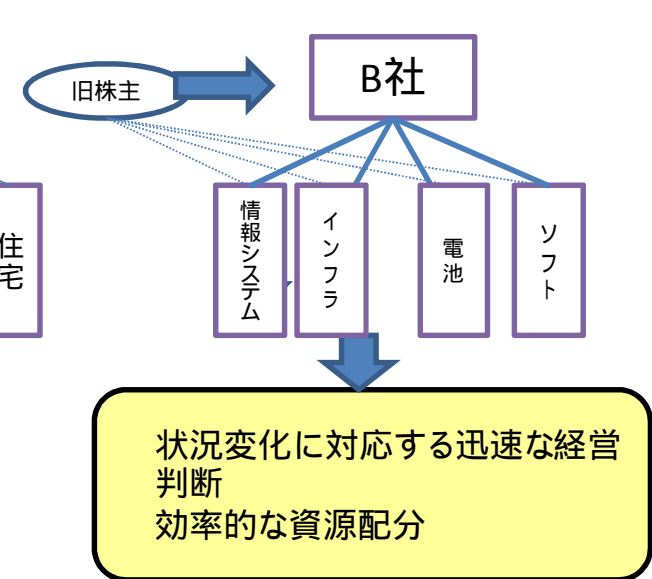
事業部門の分社化

A社の事業部門を分社化する



完全子会社化

B社の子会社を100%子会社化する

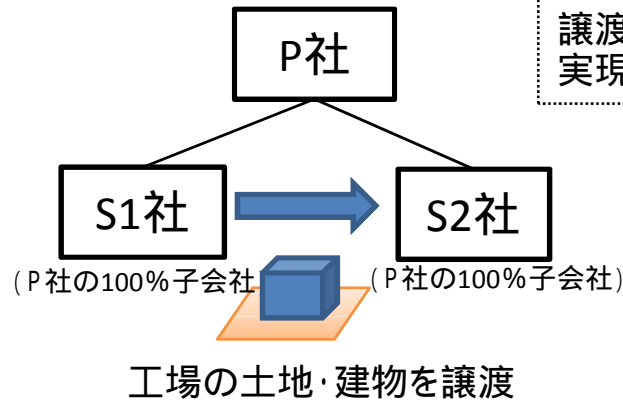


グループ法人税制の整備等 (法人税)

(2) グループ内取引等に係る税制の整備

グループ内(100%資本関係のある国内会社間)の取引等について、含み損益を実現せずに円滑に資産移転ができるようにする等、グループ経営の実態を踏まえ、中立的な税制を整備する。

譲渡取引時の課税



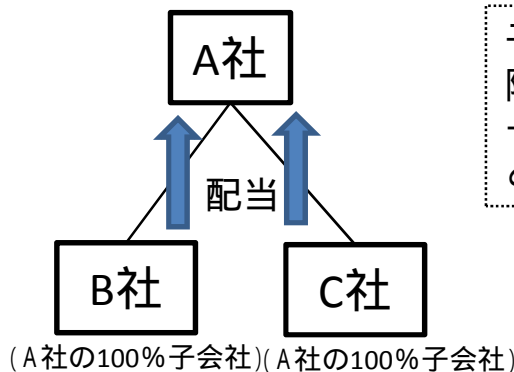
譲渡時に土地の含み損益が実現する。

対象資産
固定資産、土地、有価証券、金銭債権及び繰延資産(売買目的有価証券、帳簿価額1,000万円に満たない資産を除く。連結法人間の譲渡損益調整資産と同範囲。)

グループ内の移転による課税の中立性・適正性の確保が必要。

連結納税と同様、グループ内の資産の譲渡取引において生ずる損益については課税を繰り延べる。

受取配当の益金不算入制度



子会社が親会社に配当する際に、親会社の負債利子の一部が益金不算入の対象外となり、課税される。

親会社による株主への配当や、設備投資の原資が減少。

グループ内の受取配当については全額益金不算入とする

グループ法人税制の整備等 (法人税)

(3) 「連結納税制度」の見直し

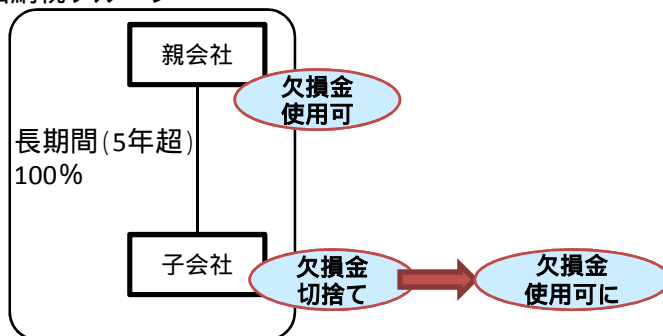
連結納税制度の利用は増加しつつあるものの、連結採用をためらわせる税制上の課題があるとの指摘があった。

こうした課題を解消するため、連結納税制度を見直す。

連結納税開始・加入前の子会社の欠損金の取扱い

連結納税開始・加入時に、子会社が持っていた欠損金が切捨てられ、利用できなくなる。

連結納税グループ



親会社に長期(5年超)100%保有されている法人、親法人又は100%子法人により設立された法人、適格株式交換による完全子法人等については、連結納税の開始・加入前に生じた欠損金について、当該子会社の個別所得金額を限度として利用できるようにする。

寄附金の取扱い

連結法人間での寄附は、支払側では、損金算入できず、受取側では益金算入されることから、グループ内取引の支障となっている。

支払い・受取り、いずれの側においても寄付金は、損益に不算入とする。また、100%グループ内の寄附についても同様の扱いとする。

連結納税承認申請期限の短縮

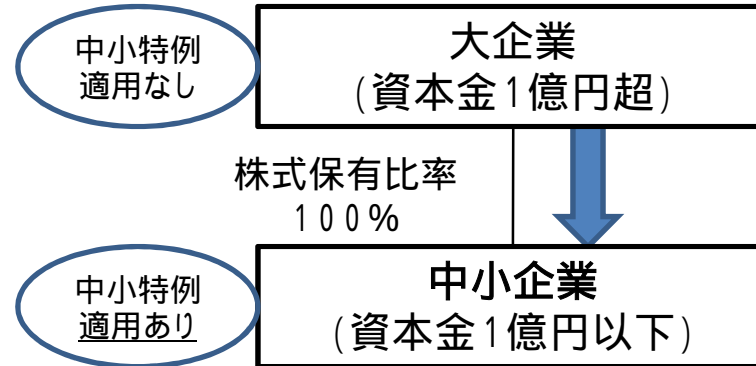
連結納税の承認申請書の提出期限について、連結納税開始の日の3ヶ月前の日とする。(現行6ヶ月)

グループ法人税制の整備等 (法人税)

(4) グループ法人税制における中小特例の扱い

【現行制度】

中小企業への税制特例の適用の可否は、その中小企業の資本金が一億円以下か否かで判定を行っている。



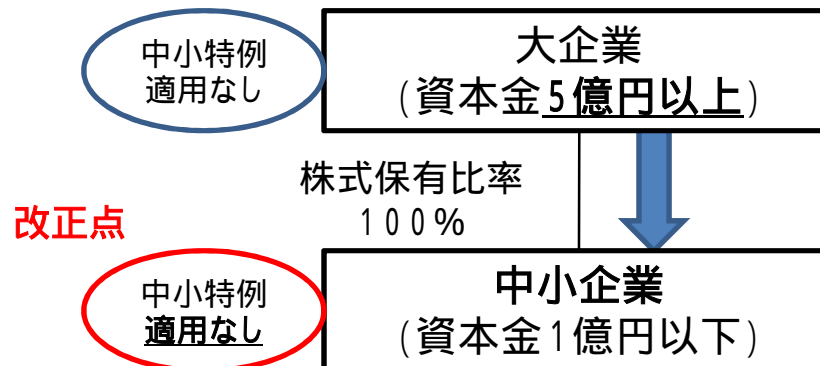
中小特例

- 交際費の損金算入の特例
- 軽減税率
- 特定同族会社の特別税率(留保金課税)の不適用
- 貸倒引当金の法定繰入率
- 欠損金の繰戻しによる還付制度

【改正後】

グループ法人税制の導入に際して、中小特例の適用については、自らの資本金等の規模に加えて、親会社の資本金等の規模も基準に判定される。

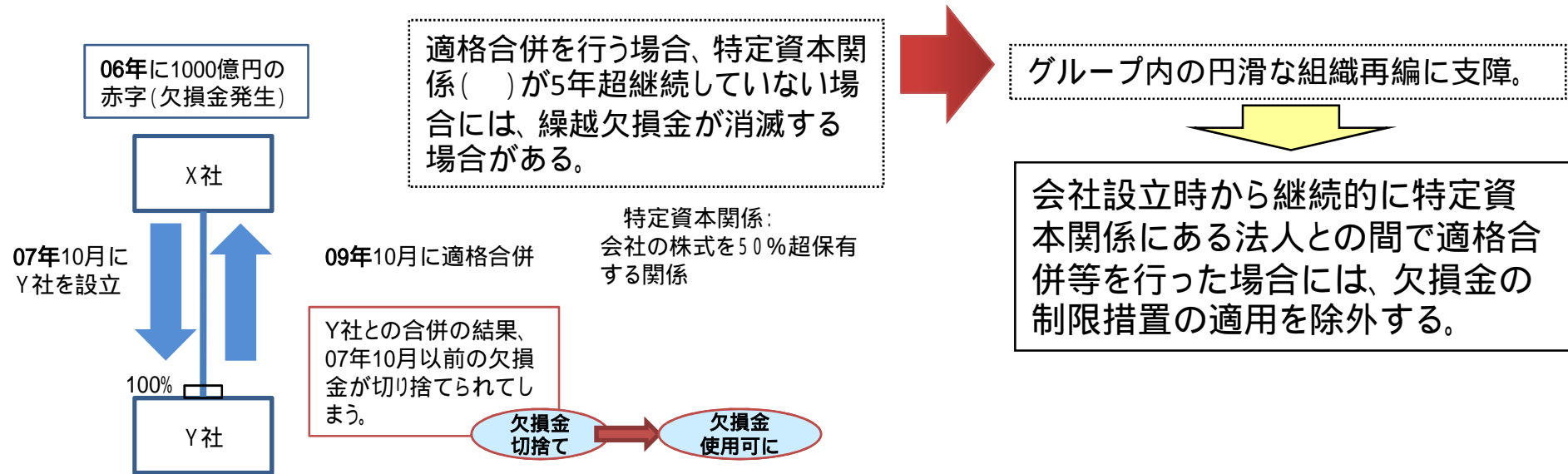
→ 親会社の資本金が5億円以上(会社法上の「大会社」)の場合、その100%子会社については、中小特例は適用しない。



グループ法人税制の整備等 (法人税)

(5) その他(資本に係る取引等に係る税制の見直し)

適格合併等を行った際に、繰越欠損金の利用が制限される措置について、適用除外範囲を拡大。



清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行する。

会社が解散した後は、通常の所得ではなく、清算所得に対して課税される。()

通常の所得:
(益金) - (損金)
清算所得:
(残余財産の価格(時価))
- (解散時における簿価純資産額)

通常の所得課税に移行する。ただし、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等、清算所得課税における場合とバランスの取れた制度となるよう、所要の措置を講じる。

(6) 施行時期について

グループ法人税制の整備等に係る税制改正は、平成22年10月1日から適用する。

ただし、事業年度単位で適用する以下の制度については、平成22年4月1日以後に開始する事業年度より適用する。

- ・100%子会社に対する中小特例の適用判定の見直し
- ・受取配当の益金不算入制度の見直し
- ・連結納税開始・加入時における子会社欠損金の持込制限の緩和